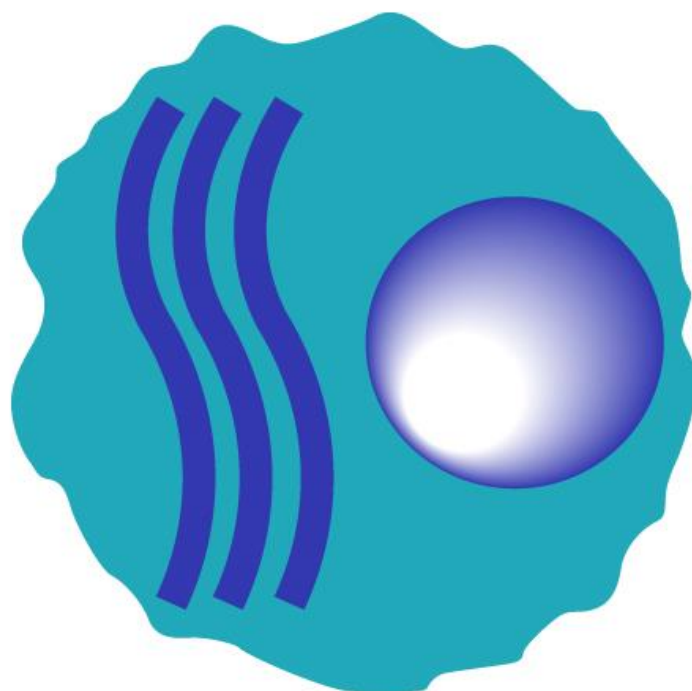


株式会社 清香園

エコアクション21

2017年度環境活動レポート

(対象期間：2017年 8月～2018年 7月)



SEIKOEN

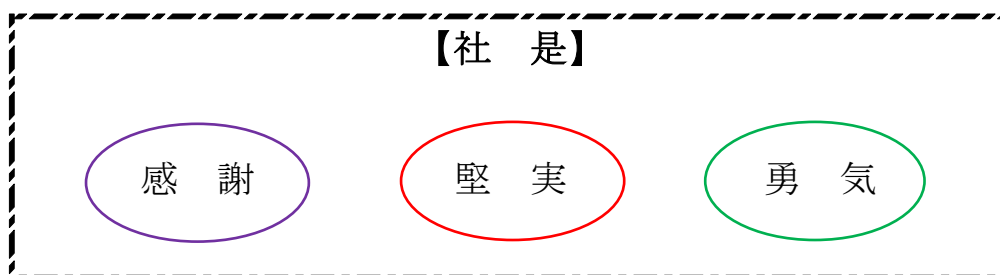
作成日 : 2018年12月26日

更新日 :

## □ごあいさつ

新世紀を迎えた今、環境問題は私たちにとってますます重要になってきています。地球的規模で環境の破壊が進み、森林は減少し続けています。私たちすべての人が、自然の持つ意味について、考え直さなくてはいけない時期にきています。清香園は、明治・大正・昭和・平成と、緑を慈しみ育てることで皆様と共に歩み、それぞれの時代の方向性を見極め、人の心と緑のやさしさを大切にし、永い社業を営んでまいりました。お客様の心をしっかり受け止め、それを緑という形として生かしたい。

清香園のテーマは「人と緑の調和」です。



## 【理 念】

我々清香園の従業員は、たえず己を磨き高め信用を重んじ堅実を旨とし、緑とゆとりの創造に寄与しつづけます。

株式会社 清 香 園  
代表取締役 阪上 清之介

## 1. 組織の概要

- ・ 事業所名及び代表者氏名  
株式会社 清香園 代表取締役 阪上 清之介
- ・ 所在地  
本社 : 埼玉県本庄市朝日町3-22-4  
東京支店 : 東京都台東区元浅草1-12-7-202
- ・ 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先
 

環境管理責任者 副社長 阪上 恵保巳	TEL	0495-22-3414
	FAX	0495-22-3808
	Eメール	<a href="mailto:seikouen@olive.ocn.ne.jp">seikouen@olive.ocn.ne.jp</a>
担当者 松村 一儀	TEL	03-5827-7375
	FAX	03-5827-7376
	Eメール	<a href="mailto:matsumura@seiko-en.co.jp">matsumura@seiko-en.co.jp</a>
- ・ 事業活動の内容
 

造園・土木・舗装・石工事・樹木剪定・病虫害防除・除草管理  
 (建設業許可 大臣認可 特26-020646号)  
 (一般廃棄物処理業許可 (本庄市) 許可 第19号)  
 許可内容 ゴミの収集・運搬 (積替・保管を除く)  
 許可日 平成30年 3月28日  
 許可期限 平成30年 4月1日～平成32年 3月31日までの間  
 (産業廃棄物収集運搬業許可 (東京都) 第13-00-069755)  
 許可内容 収集・運搬 (積替・保管を除く)  
 廃プラ、木くず、金属くず、ガラス、コンクリート、陶磁器くず、がれき類  
 許可日 平成27年 9月 6日  
 許可期限 平成27年 9月 6日～平成32年 9月 5日までの間  
 (産業廃棄物収集運搬業許可 (埼玉県) 01100069755)  
 許可内容 収集・運搬 (積替・保管を除く)  
 廃プラ、木くず、金属くず、ガラス、コンクリート、陶磁器くず、がれき類  
 許可日 平成28年 9月 1日  
 許可期限 平成28年 9月 1日～平成33年 8月31日までの間

※但し、一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業共に2013年以降、実績はありません。

- ・ 事業規模

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受注額 (支店含む)	4.4億円	3.6億円	5.2億円	5.0億円	5.1億円
工事件数 (支店含む)	138件	125件	120件	131件	136件

	本社	東京支店	合計
従業員数 (人)	27	1	28
延床面積 (㎡)	600	30.7	630.7

- ・ 事業年度  
8月～翌年7月

## 2. 対象範囲

- ・ 登録組織名  
株式会社 清香園 (本社) 株式会社 清香園 東京支店
- ・ 「当社は全組織・全活動・全従業員を対象として取組ます。」

# 環 境 方 針

## 《基本理念》

私たち、株式会社清香園は、事業活動が地域及び次世代の環境に及ぼす影響を常に考え、顧客の信頼が得られる造園構築物の提供を通じて環境に配慮し、住みよい地域環境と地球環境の実現のため、環境に配慮して行動します。

## 《基本方針》

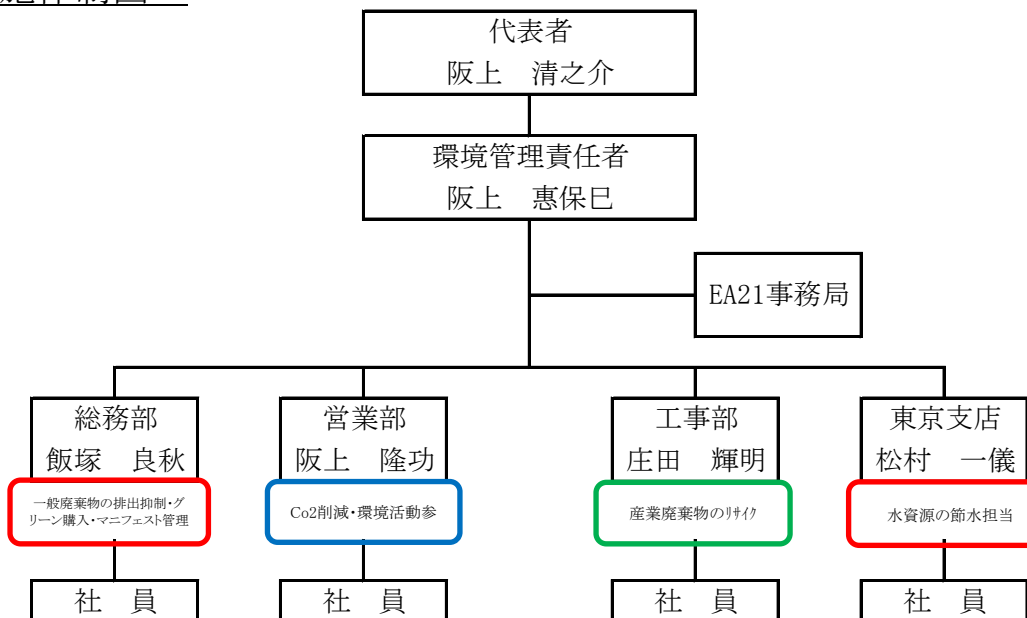
1. 次の環境保全の重要項目に対して、環境目標を設定し取組み、必要があれば見直しを行います。
  - ① 二酸化炭素排出削減（電力、燃料消費の削減）
  - ② 廃棄物の排出抑制
  - ③ 水資源の節水
  - ④ グリーン購入の推進
  - ⑤ 造園に使用する薬剤の適正管理
  - ⑥ 地域での環境活動への積極的な参加
2. 環境関連の法規制、条例及び当社が同意するその他の要求事項を遵守します。
3. この環境方針を全従業員に周知し、環境教育活動を推進します。

制定日：2013年 8月 1日

株式会社 清 香 園

代表取締役 阪上 清之介

実施体制図



【役割・責任・権限】

EA21推進役職	役割・責任・権限
代表者 (社長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境経営に関する統括責任</li> <li>環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備</li> <li>環境管理責任者を任命</li> <li>環境方針の策定・見直しと環境目標・環境活動計画書を承認及び全従業員へ周知</li> <li>代表者による全体の評価と見直しを実施 (マネジメントレビュー)</li> <li>環境活動レポートの承認</li> </ul>
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境経営システムの構築、実施、管理</li> <li>環境関連法規等の取りまとめ表を承認</li> <li>環境目標・環境活動計画書を確認</li> <li>環境活動の取組結果を代表者へ報告</li> <li>環境活動レポートの確認</li> </ul>
環境事務局 (EA21推進委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境管理責任者の補佐、EA21推進委員会の事務局</li> <li>環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施</li> <li>環境目標、環境活動計画書原案の作成</li> <li>環境活動の実績集計</li> <li>環境関連法規等取りまとめ表の作成及び最新版管理</li> <li>環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施</li> <li>環境関連の外部コミュニケーションの窓口</li> <li>環境活動レポートの作成、公開 (事務所に備付けと地域事務局への送付)</li> <li>環境活動実績の確認・評価</li> </ul>
部門責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>自部門における環境方針の周知</li> <li>自部門の従業員に対する教育訓練の実施</li> <li>自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告</li> <li>時部門に必要な手順書の作成及び手順書による実施</li> <li>自部門の想定される事故及び緊急事態への対応のための手順書作成</li> <li>試行・訓練を実施、記録の作成</li> <li>自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施</li> </ul>
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚</li> <li>決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加</li> </ul>

□主な環境負荷の実績

項目	単位	2012年(基準)	2014年	2015年	2016年	2017年
二酸化炭素総排出量	kg-CO <sub>2</sub>	118,580.93	88856.33	98027.10	96,562.85	100,865.80
一般廃棄物量排出量	t	1.01	0.47	0.39	0.44	0.44
(受託した一般廃棄物量)	t	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
産業廃棄物排出量	t	1,990.50	360.91	270.34	278.57	589.94
(受託した産業廃棄物量)	t	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
総排水量	m <sup>3</sup>	322.80	318.00	319.00	322.70	242.00
水使用量	m <sup>3</sup>	322.80	318.00	319.00	322.70	242.00
化学物質使用量	L	213.67	367.50	367.50	466.80	307.80

□環境目標及びその実績

基本方針	項目	年度	基準値 (2012年)	2014年 上段：通年 (H26年8月～H27年7月)		2015年 上段：通年 (H27年8月～H28年7月)		2016年 上段：通年 (H28年8月～H29年7月)		2017年 上段：通年 (H28年8月～H29年8月)	
				(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)
				二酸化炭素排出量削減	kg-CO <sub>2</sub>	6,966.0	6,826.7	5,374.5	6,757.0	5,261.3	6,757.0
	基準年比	(2012年)	98.0%	77.0%	97.0%	75.5%	97.0%	80.8%	97.0%	82.7%	
	自動車燃料使用量の削減	kg-CO <sub>2</sub>	106,075.0	103,953.5	79,155.7	102,892.8	81,650.91	102,892.8	85,452.47	102,892.8	90,593.9
	基準年比	(2012年)	98.0%	74.6%	97.0%	77.0%	97.0%	80.6%	97.0%	85.4%	
	二酸化炭素総量削減	kg-CO <sub>2</sub>	118,580.93	116,209.31	88,856.33	115,023.50	98,027.1	115,023.50	96,562.9	115,023.50	100,865.8
	基準年比	(2012年)	98.0%	74.9%	97.0%	82.7%	97.0%	81.4%	97.0%	85.1%	
廃棄物の排出抑制	一般廃棄物の削減	kg	0.77	0.76	0.47	0.75	0.39	0.75	0.44	0.75	0.44
	基準年比	(2013年)	99.0%	61.0%	98.0%	50.6%	98.0%	57.1%	98.0%	56.8%	
	産業廃棄物のリサイクル	%	100%	93.0	100.0	93.0	100.0	93.0	94.8	93.0	99.5
	基準年比	(2012年)									
	水道使用量の削減	m <sup>3</sup>	322.8	316.3	318.0	313.1	319.0	313.1	322.7	313.1	242.0
	基準年比	(2012年)	98.0%	98.5%	97.0%	98.8%	97.0%	99.97%	97.0%	75.0%	
	グリーン購入の推進	%	32.9	36.2%	67.6%	39.5%	67.5%	42.8%	58.9%	46.1%	52.7%
	基準年比	(2013年)		10%増	105.5%増	20%増	105.1%増	30%増	79.0%増	40%増	60%増
	造園に使用する薬剤管理	回	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
	基準年比	(2013年)		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	地域での環境活動への参加	回	4.0	4.0	8.0	4.0	7.0	4.0	7.0	4.0	6.0
	基準年比	(2012年)		100.0%	200.0%	100.0%	175.0%	100.0%	175.0%	100.0%	150.0%

## □中長期環境目標

基本方針	項目		年度	基準値	2018年	2019年	2020年	2021年
					(H30年8月～H31年7月)	(H31年8月～H32年7月)	(H32年8月～H33年7月)	(H33年8月～H34年7月)
					(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
二酸化炭素排出量削減	電力使用量の削減	kg-CO2	6,966.0	6,757.0	6,757.0	6,687.4	6,687.4	
		基準年比	(2012年)	97.0%	96.0%	96.0%	96.0%	
	自動車燃料使用量の削減	kg-CO2	106,075.0	102,892.8	102,892.8	102,892.8	101,832.0	
			(33台)	(33台)	(33台)	(33台)	(33台)	
		基準年比	(2012年)	97.0%	97.0%	97.0%	96.0%	
	二酸化炭素総量の削減	kg-CO2	118,580.93	115,023.50	115,023.50	115,023.50	113,837.69	
		基準年比	(2012年)	97.0%	97.0%	97.0%	96.0%	
廃棄物の排出抑制	一般廃棄物の削減	kg	0.77	0.75	0.75	0.75	0.74	
		基準年比	(2013年)	98.0%	98.0%	97.0%	96.0%	
	産業廃棄物のリサイクル	%	100%	リサイクル率	リサイクル率	リサイクル率	リサイクル率	
		基準年比	(2012年)	93%以上	93%以上	93%以上	93%以上	
	水道使用量の削減	m <sup>3</sup>	322.8	313.1	313.1	313.1	309.9	
		基準年比	(2012年)	97.0%	97.0%	97.0%	96.0%	
	グリーン購入	%	32.9	42.8%	42.8%	42.8%	42.8%	
		基準年比	(2013年)	30%増	30%増	30%増	30%増	
	造園に使用する薬剤管理	回	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	
			(2013年)	月1回調査	月1回調査	月1回調査	月1回調査	
		基準年比	(2013年)	100%	100%	100%	100%	
	地域での環境活動への参加	回	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
			(2012年)	ロードショール参加	ロードショール参加	ロードショール参加	ロードショール参加	
		基準年比	(2012年)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

## □環境活動計画及び取組結果とその評価、次年度の取組内容

◎よくできた ○まあまあできた △あまりできなかった ×全くできなかった

取組み計画	達成状況	次年度	評価（結果と次年度の取組内容）
<b>電力使用量の削減</b>			
・空調温度の適正化（冷房28℃ 暖房20℃）	◎	継続	・目標達成されている。年4回のフロン排出抑制法に基づく点検も行っている。次年度も節電を徹底し、環境目標達成を目指す。
・不要照明の消灯（昼休みの消灯）	◎	継続	
・節電シールをスイッチ部に貼る	◎	継続	
<b>自動車燃料使用量の削減</b>			
・アイドリングストップ	◎	継続	・目標達成されている。車両の燃費等のデータ取りは、開始していない。ガイドライン改正時以降、可能な限り早くから始める。
・急加速の抑制	◎	継続	
・走行前車輛点検	◎	継続	
<b>二酸化炭素総量（温室効果ガス排出量）の削減</b>			
・購入電力	◎	継続	・目標達成されている。引続き、計画に則り取り組む。
・化石燃料	◎	継続	
・上記以外	◎	継続	
<b>一般廃棄物の削減</b>			
・分別ボックスの設置	◎	継続	・目標達成されている。 ・段ボールや雑誌新聞等は、地域で行う回収に協力した。
・裏紙使用	◎	継続	
・古紙のリサイクル化	◎	継続	
<b>産業廃棄物のリサイクル</b>			
・産廃マニフェストによる適正管理	◎	継続	・マニフェスト回収率は100%。リサイクル率99%以上。次年度も社員教育を徹底し、確実に達成させる事。
・廃棄物の分別	◎	継続	
<b>水道使用量の削減</b>			
・節水シールの貼付とポスター掲示	◎	継続	・目標達成となる。引き続き、節水に努めていく。
・散水時の節水	◎	継続	
・自動水栓の取付	◎	継続	
<b>グリーン購入の推進</b>			
・有害性の少ない資材の購入	◎	継続	・積極的にエコマーク付商品の購入に努めた結果、毎回購入時の5割程度をエコ商品としている。
・省エネ性能の高い電気製品の購入	◎	継続	
・事務用品グリーン購入比率向上	◎	継続	
<b>造園に使用する薬剤管理</b>			
・購入及び使用量管理	◎	継続	・薬剤取り扱いの危険性を理解させ、全社員が農薬アドバイザーの資格を得るように取り組む。
・薬剤点検	◎	継続	
・薬剤使用教育	◎	継続	
<b>地域での環境活動への参加</b>			
・ロードサポート	◎	継続	・引き続き、ロードサポート(地域の清掃活動)に参加していく。
・本庄県土協力会による清掃	◎	継続	
・植栽活動の協力	◎	継続	

※ 基本的には上記の環境活動計画の取組内容を継続推進するが、加えて「評価（結果と次年度の取組内容）」に記載した取組を推進していく。



□環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

- ・ 法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りである。

	適用される法規制	適用される事項（施設・物質・事業活動等）	遵守確認評価結果
1	廃棄物処理法	一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理	遵守
2	本庄市環境基本条例/東京都廃棄物条例	一般収集業者の許可の確認。廃棄収集運搬・処理業者の許可の確認、契約	遵守
3	建設リサイクル法	分別解体及び再資源化の実施義務	遵守
4	騒音・振動規制法	特定建設作業時に届出	遵守
5	NOx・PM法	排気ガス規制に適合した自動車の使用	遵守
6	道路交通法、道路法	積載基準の遵守	遵守
7	家電リサイクル法	家電製品全般	遵守
8	小型家電リサイクル法	特定小型家庭用機器が再資源化されるよう努める	遵守
9	自動車リサイクル法	自動車の長期間使用、リサイクル料金の預託	遵守
10	フロン排出抑制法	保守・簡易点検	遵守
11	毒物及び劇物取締法	保管、盗難/漏洩防止	遵守
12	農薬取締法	保管、盗難/漏洩防止、近隣への周知、風向き考慮	遵守
13	PRTR法	対象時の届出書の確認。MSDSの更新	遵守

\* 当社に適用される主な環境関連法規制等の遵守状況の評価の結果、環境関連法規制等は遵守されていました。なお、関係当局よりの違反等の指摘・訴訟は、過去3年間ありません。

□代表者による全体の評価と見直しの結果

今回の環境活動レポートは、5期目の1年分のデータを基に評価しました。

全ての項目において目標値以上に削減を達成しています。しかし、仕事量の変化に伴い、環境への負荷が（数値が）変わるの、あつと言う間の事です。一喜一憂してはいけません。

また、法令順守と環境への負荷は、同レベルで常に意識していなければなりません。

準備期間を含め6年が過ぎました。今回ガイドライン2017版に沿い、移行する様に指示しました。完全移行版には程遠いですが、まずは、行動に移すことが肝要です。同時に、中期計画の見直しの必要性の有無を2019年度の審査までに再考するように指示しました。一人一人が事実を見て、よく考え、無理な計画立てるのではなく、地味でも皆が協力して活動できる目標を作る事が大切です。

弊社は引き続き、全社員の環境活動に対する意識の向上と社会的責任を果たして行きます。

□環境活動の紹介

- ・ 早朝より、ボランティアとして本社周辺の県道・市道の歩道部の清掃美化活動を行う。  
（年4回：平成30年 3月の様子）



- ・ 環境イメージアップ



公園の落葉を利用したプール

- ・ 再利用



剪定枝を使った飯盒炊爨

- ・ 安全大会



エコアクション21の紹介